

旧芝離宮庭園整備計画

令和7年7月

東京都建設局公園緑地部

目 次

I. 計画の目的

- 1. 計画策定の経緯と目的…………… 1
- 2. 改定の背景…………… 1
- 3. 計画の対象範囲…………… 1
- 4. 計画の期間…………… 2
- 5. 委員会の設置…………… 3

II. 旧芝離宮庭園の現況

- 1. 庭園外周部…………… 5
 - 1-1. 庭園入口周辺部…………… 6
 - 1-2. 庭園南側…………… 8
 - 1-3. 庭園外周部（東・西側）…………… 10
- 2. 池泉・池泉周辺部…………… 13

III. 整備計画

- 1. 整備の考え方…………… 16
- 2. 全体計画及び本計画における地区区分計画…………… 17
 - 2-1. 全体計画…………… 17
 - 2-2. 地区区分計画…………… 17
- 3. 庭園外周部…………… 19
 - 3-1. 庭園入口周辺部…………… 19
 - 3-2. 庭園南側…………… 29
 - 3-3. 庭園外周部（東・西側）…………… 31
- 4. 池泉・池泉周辺部…………… 33
- 5. 歩行者専用道第1号線の整備に対する提案…………… 35

IV. 事業計画とスケジュール…………… 37

V. 今後の課題…………… 40

I. 計画の目的

1. 計画策定の経緯と目的

近年、旧芝離宮庭園（以下「本庭園」という。）の周辺では、再開発に伴うまちづくりが急速に進行し、それに伴う歩行者専用道（竹芝デッキ等）の建設や、庭園内の跨線橋橋脚撤去等により、来園者動線や園内からの眺望景観等の大きな変化が予想されている。

一方、本庭園では、本質的価値を構成する枢要な要素である大泉水護岸のはらみや崩れ等が見られる他、庭園管理所や弓道場等の施設には経年劣化が見受けられる。

これらの庭園周辺の変化や、歴史的変遷を踏まえた庭園景観の修復等の課題を踏まえ、東京都は、平成 30（2018）年 8 月に「東京都における文化財庭園の保存活用計画（旧芝離宮庭園）」（以下「保存活用計画」という。）を策定した。

さらに、令和 2（2020）年 3 月には、保存活用計画で示された庭園の本質的価値（保存活用計画 39 頁参照）の「（1）大泉水を中心として築山や中島を巡り、水辺の景を觀賞する回遊式庭園」、「（2）離宮、国の迎賓施設として、天皇や数々の外国貴賓を歓待する舞台となった歴史的庭園」、「（3）国際的なビジネス街として開発の進む竹芝地域で、江戸から今に至る歴史を伝える庭園」を踏まえた保存・活用の取組を具体的に進めることを目的として「旧芝離宮庭園整備計画」（以下「整備計画」という。）を策定した。

2. 改定の背景

これまで整備計画に基づき、汐溜まりの遺構の発掘調査や施設配置計画の詳細検討を進めてきた。そのような中、本庭園周辺の再開発は進行し、園内からの眺望景観の変化のみならず、訪日外国人の増加等庭園の利用実態にも変化が見られるようになり、これらへの対応が求められている。

このため、整備計画策定後に生じた変化を踏まえた必要な取組を進めていくために、整備計画の改定を行う。

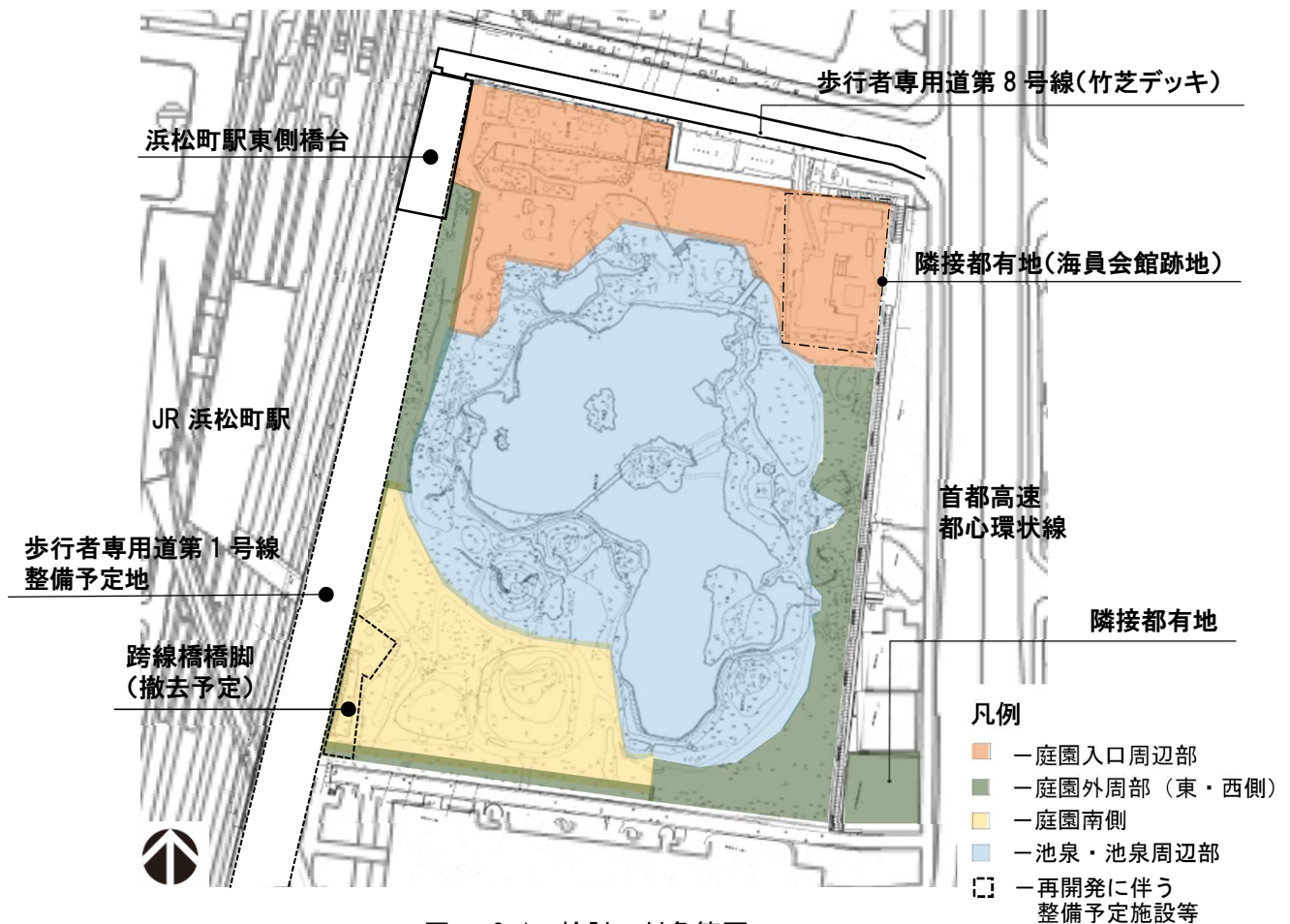
3. 計画の対象範囲

本計画では、本庭園の名勝指定範囲に加え、昭和 25（1950）年までは庭園の範囲であった庭園北東側の海員会館跡地や、その他隣接都有地を含めた範囲を検討対象範囲とする。

また、再開発により、庭園西側に今後整備が予定されている歩行者専用道第 1 号線については、庭園と密接に関わる箇所であるため、事業者等に対する整備の提案の内容を合わせて検討する。

本庭園の周辺まちづくりとの関係性や庭園内の現状を考慮し、計画の対象範囲を、庭園外周部として「庭園入口周辺部」、「庭園外周部（東・西側）」、「庭園南側」、大泉水周辺の「池泉・池泉周辺部」の、計4つに区分した（図I-2-1）。

なお、これらの区分に際しては、保存活用計画（42頁）で設定されている3つの景観ゾーン（①中島を中心とする泉水とその周辺の景観ゾーン、②芝生広場とその周辺の景観ゾーン、③外周と管理のゾーン）の区分を参考としている。



図I-2-1：検討の対象範囲

4. 計画の期間

本計画の期間は、周辺のまちづくりが概ね完了する令和12（2030）年頃を目途とし、本庭園の望ましい姿とそれに向けた整備の方向性を示すとともに、令和12（2030）年以降の整備予定も示す。

本計画では、近年急速に整備が進められている周辺まちづくりに伴う変化に対応すべく、周辺まちづくりによる影響の大きい庭園外周部（「庭園入口周辺部」、「庭園外周部（東・西側）」、「庭園南側」）を中心に先行して検討を行う。

その後には整備する「池泉・池泉周辺部」は、今回は護岸の取り扱いの方向性と汐入りの再現の可能性に向けた留意事項を示し、詳細は令和7（2025）年度以降に検討を進める。

5. 委員会の設置

計画策定にあたり、学識経験者等で構成される「旧芝離宮庭園の保存・復元に関する分科会」（以下分科会）を設置した。委員等の構成と分科会開催の経緯については、以下のとおりである。

表 I-4-1：旧芝離宮庭園の保存・復元に関する分科会 委員等名簿（敬称略）

役職	氏名	職名	備考
座長	亀山 章	東京農工大学大学院名誉教授	
委員	浅羽 英男	元宮内庁管理部工務課	
	小沼 康子	一般社団法人日本庭園協会常務理事	令和3年度以降
	住吉 泰男	前公益財団法人東京都慰霊協会理事長	令和3年度以降
	高見 公雄	法政大学デザイン工学部教授	
	龍居 竹之介	一般社団法人日本庭園協会名誉会長	平成30年度～令和2年度
	田中 邦熙	前木更津工業高等専門学校教授	
	谷川 章雄	早稲田大学名誉教授	
	服部 勉	東京農業大学教授	
	樋渡 達也	武蔵野文化協会理事長	平成30年度～令和2年度
助言 指導者 (行政関係者)	平澤 毅	文化庁文化財第二課主任文化財調査官	
	伊藤 敏行	東京都教育庁地域教育支援部管理課統括課長代理（埋蔵文化財担当）	平成30年度～令和元年度
	鈴木 徳子	東京都教育庁地域教育支援部管理課課長代理（埋蔵文化財担当）	令和2年度以降
	原 眞麻子	東京都教育庁地域教育支援部管理課課長代理（文化財調査担当）	平成30年度～令和5年度
	石井 香代子	東京都教育庁地域教育支援部管理課埋蔵文化財担当（学芸員）	令和3年度以降
	大江 真二	港区教育委員会事務局教育推進部図書文化財課文化財係長	平成30年度～令和元年度
	松井 義人	港区教育委員会事務局教育推進部図書文化財課文化財係長	令和2年度
	加藤 岳	港区教育委員会事務局教育推進部図書文化財課文化財係長	令和3年度～令和4年度
	山本 智	港区教育委員会事務局教育推進部図書文化財課文化財係長	令和5年度以降
	山根 洋子	港区教育委員会事務局教育推進部図書文化財課（学芸員）	平成30年度
	駒形 あゆみ	港区教育委員会事務局教育推進部図書文化財課主事（学芸員）	平成30年度～令和元年度
	岡本 康則	港区教育委員会事務局教育推進部図書文化財課（学芸員）	令和2年度以降
	平河内 毅	港区教育委員会事務局教育推進部図書文化財課主事（学芸員）	令和3年度

職名については、任期又は担当の最終年度の職名等を記載

表 I-4-2 : 分科会の開催実績

年 度	回 数	開 催 日	議 事
平成 30 年度	第 1 回	平成 31 年 1 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・旧芝離宮庭園の整備計画検討について ・整備計画の対象範囲と検討の進め方 ・整備に向けた検討課題と方向性の検討
	第 2 回	平成 31 年 3 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・旧芝離宮庭園の整備計画検討の進め方 ・庭園入口部（北側）周辺の検討について
令和 元年度	第 3 回	平成 31 年 4 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・整備計画検討の進め方（確認） ・庭園入口周辺部について ・庭園外周部（歩行者専用道周辺）、跨線橋周辺について
	第 4 回	令和元年 6 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・整備計画検討の進め方について ・庭園入口周辺部の検討について ・庭園外周部以外の整備計画について
	第 5 回	令和元年 8 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・今後のスケジュールについて ・発掘調査について ・整備計画書（中間構成案）について
	第 6 回	令和元年 11 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・今後のスケジュールについて ・整備計画書（最終まとめ案）について
令和 2 年度	第 1 回	令和 2 年 10 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査について
	第 2 回	令和 3 年 3 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年度調査・検討内容について ・短・中期的整備スケジュール（案）について
令和 3 年度	第 1 回	令和 3 年 11 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年度調査・検討内容について ・周辺開発の動向について ・当面の補修予定及び補修方法（木橋・庭園外周部(西側)） ・汐入の再現に向けた検討について
令和 4 年度	第 1 回	令和 4 年 6 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・木橋の改修について ・整備計画の改定について ・周辺開発との連携について
	第 2 回	令和 4 年 12 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・前回分科会の委員意見及び都の対応予定について ・汐入の再現に向けた検討について ・整備計画の改定について ・木橋の改修について
	第 3 回	令和 5 年 3 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・前回分科会の委員意見及び都の対応予定について ・汐入の再現に向けた検討について ・施設配置計画について
令和 6 年度	第 1 回	令和 7 年 2 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・整備計画の改定について

II. 旧芝離宮庭園の現況

1. 庭園外周部

次頁より、各区分の現況を示す。

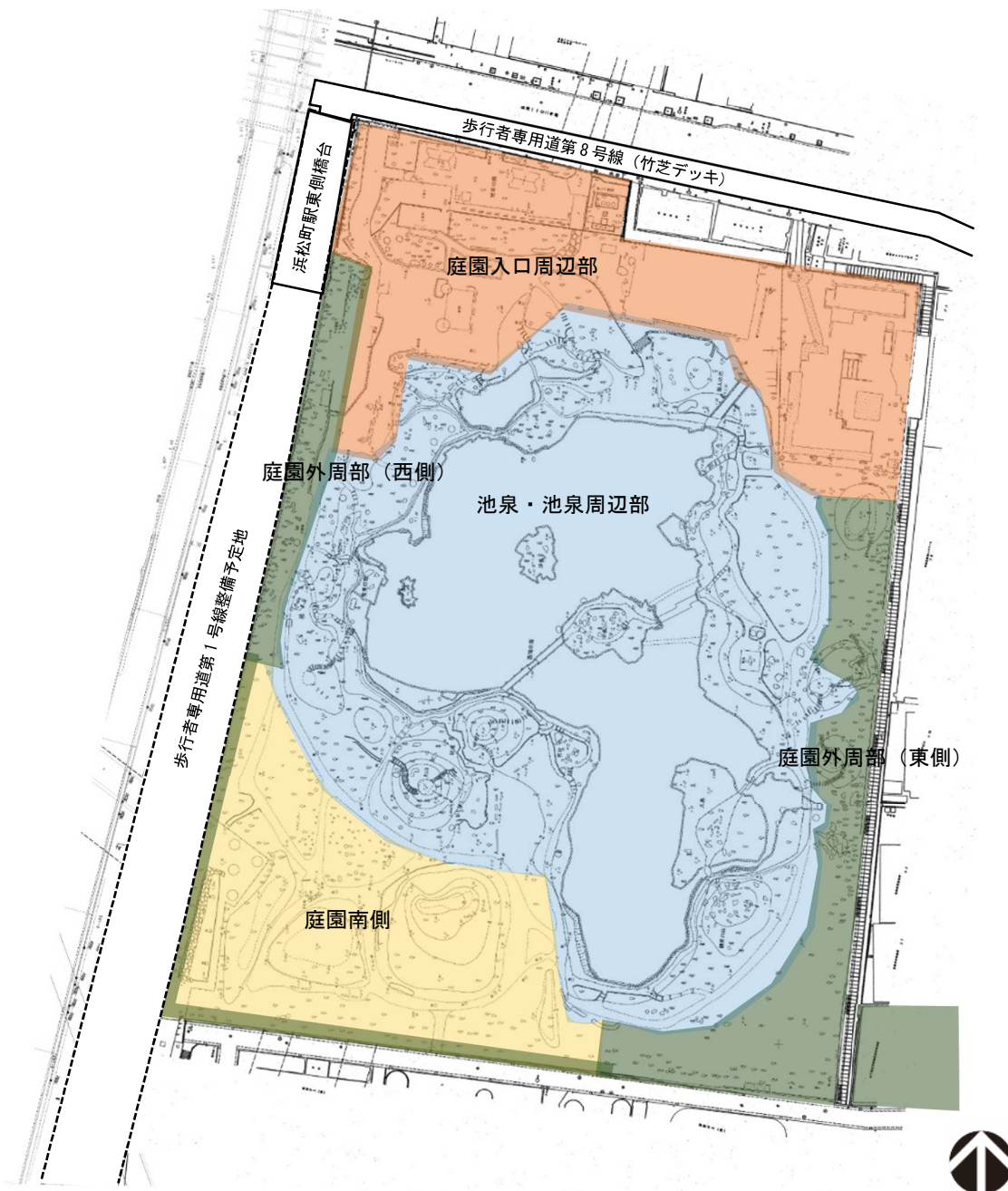
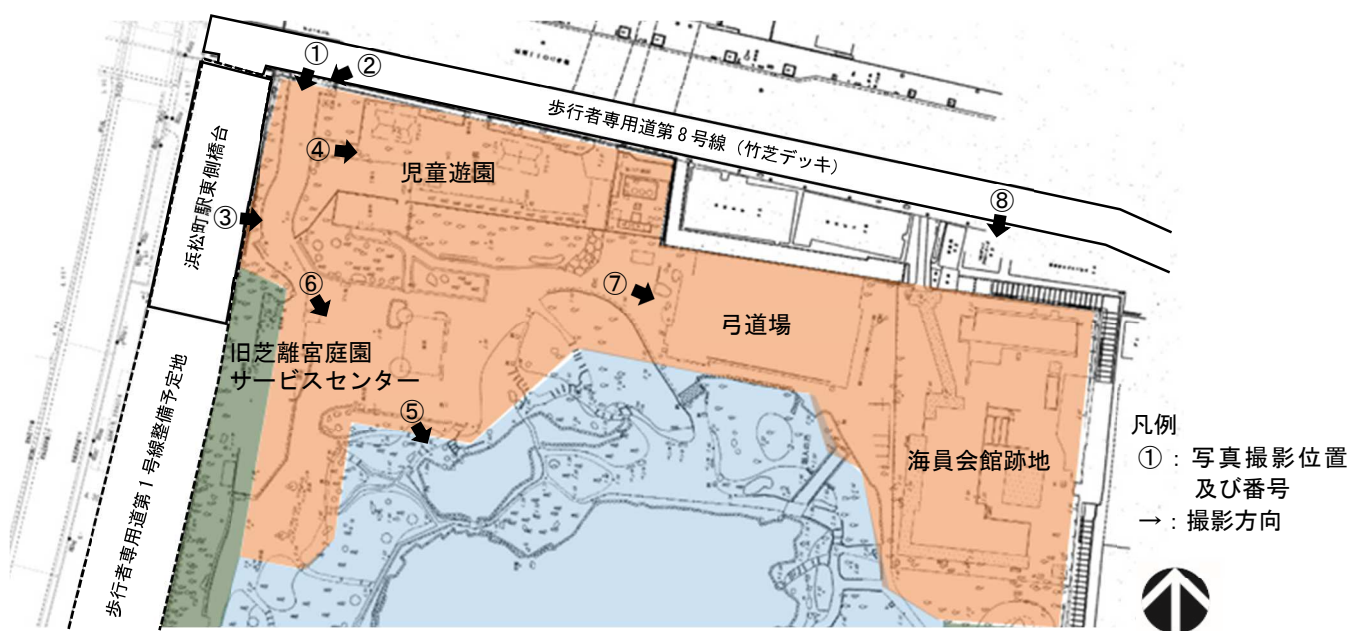


図 II-1-1 : 現況庭園区分図

1-1. 庭園入口周辺部

- ・庭園入口（写真①）の脇には、児童遊園が配置されており（写真④）、また、隣接して浜松町駅東側橋台や歩行者専用道第8号線（竹芝デッキ）が建設され、庭園を俯瞰する新たな視点場となっている（写真②、③）。
- ・旧芝離宮庭園サービスセンター（売札・管理棟等）を通過し、庭園内部に入ると眺望が開け、大泉水が一望できる（写真⑤、⑥）。
- ・庭園入口の東側には弓道場がある。（写真⑦）
- ・弓道場の東側、庭園敷地に隣接する海員会館跡地（東京都建設局所管）は、元は庭園の敷地であった。現在、庭園とは境界壁、フェンスで区切られているが、管理動線として使用している（写真⑧）。



図Ⅱ-1-2：庭園入口周辺部の写真撮影位置図



①庭園入口
(令和6(2024)年10月撮影)



②庭園入口（左）と浜松町駅東側橋台（中央）
(令和6(2024)年10月撮影)



③浜松町駅東側橋台から見た庭園内部の眺望と歩行者専用道第8号線（竹芝デッキ）
（令和6（2024）年10月撮影）



④庭園入口から見た児童遊園
（令和6（2024）年10月撮影）



⑤大泉水眺望
（令和7（2025）年2月撮影）



⑥売札所より庭園内部の眺望
（令和7（2025）年2月撮影）



⑦弓道場入口
（令和7（2025）年2月撮影）



⑧竹芝デッキから見た海員会館跡地内部
（令和6（2024）年10月撮影）

1-2. 庭園南側

- ・ JR 浜松町駅の南口自由通路（跨線橋）の橋脚が庭園南西部を占有している（写真①、②）。跨線橋橋脚の占有部分は、庭園とはフェンス等で区切られ、立ち入りが禁止されている（写真③）。
- ・ 跨線橋のフェンス内には、跨線橋橋脚建設工事に発見された江戸初期の石垣の遺構が露出している（写真④）。
- ・ 芝生広場は庭園内部では珍しい平坦で開かれた空間である（写真⑤）。
- ・ 馬場跡には桜等が植栽されている（写真⑥）。

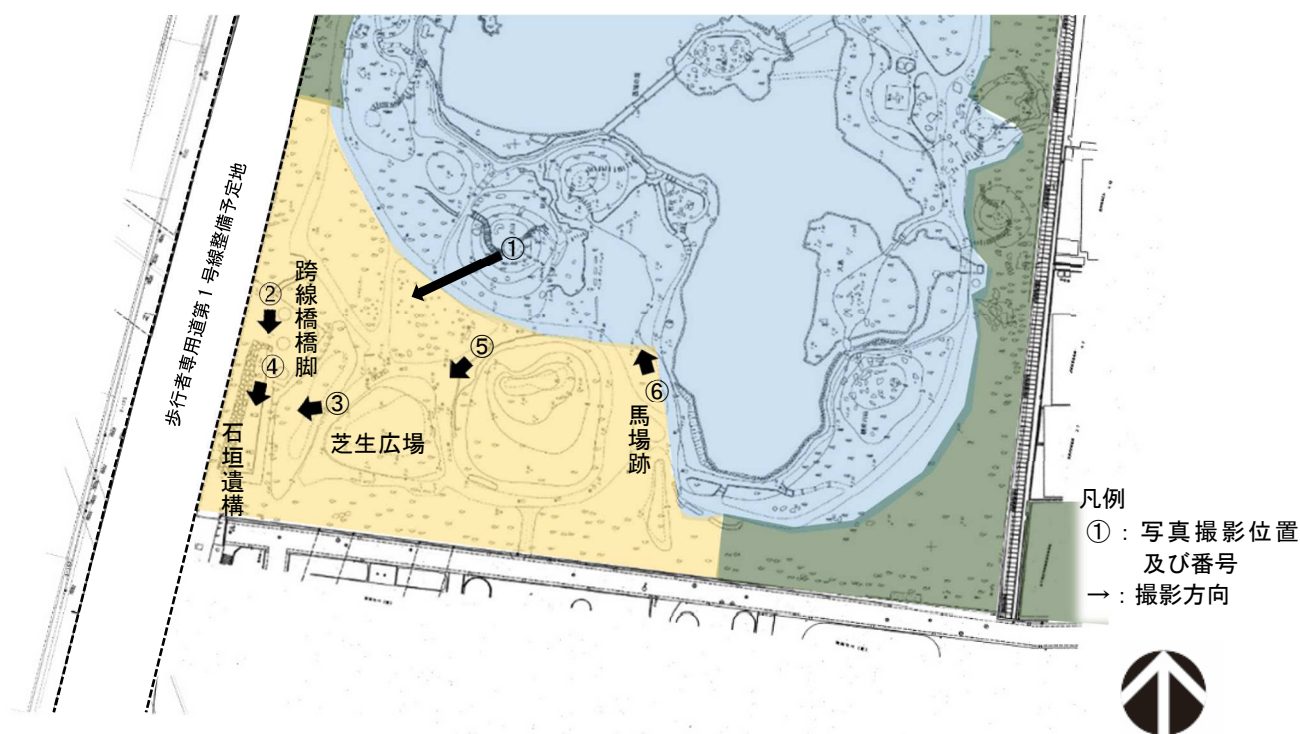


図 II-1-3：庭園南側の写真撮影位置図



① 跨線橋全景
(令和 7(2025)年 2 月 撮影)



② 跨線橋橋脚
(平成 30(2018)年 12 月 撮影)



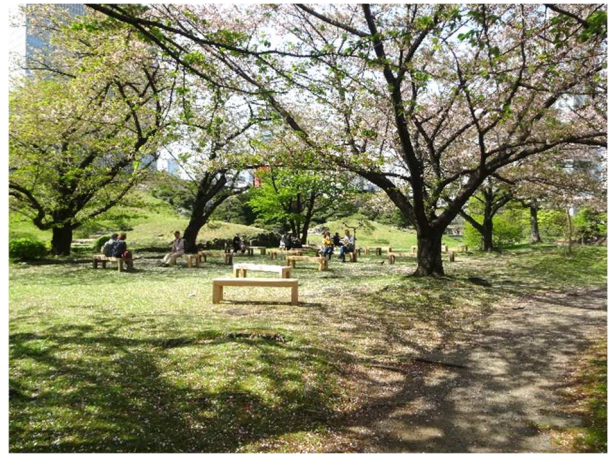
③芝生広場及び跨線橋の境界
(令和6(2024)年11月撮影)



④石垣遺構(左)及び跨線橋橋脚(右)
(平成30(2018)年12月撮影)



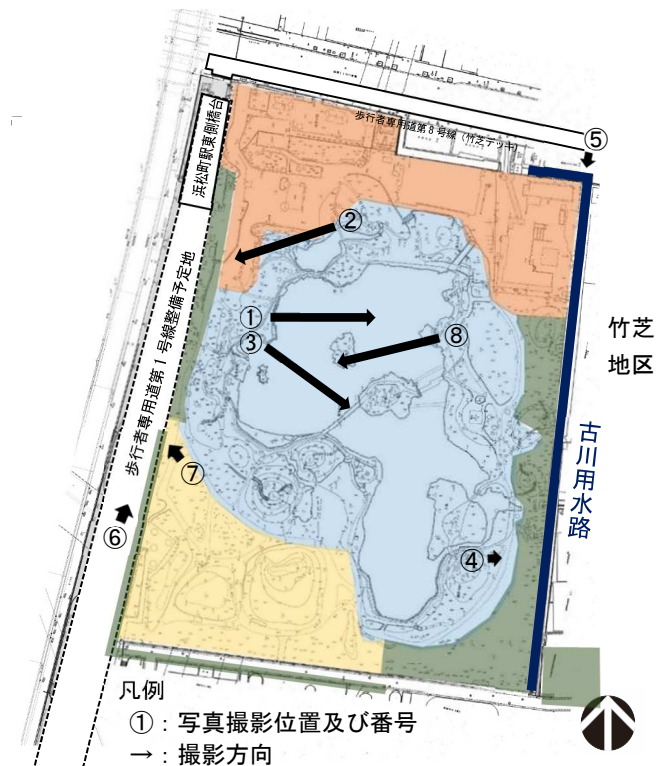
⑤芝生広場
(令和6(2024)年11月撮影)



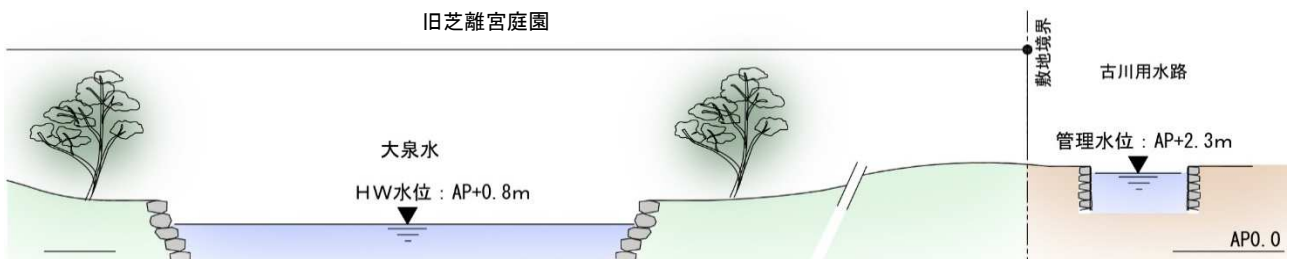
⑥馬場跡
(令和6(2024)年4月撮影)

1-3. 庭園外周部（東・西側）

- ・庭園東側に位置する竹芝地区開発の一環として、地上40階地下2階建ての高層ビルが建築された（写真①）。
- ・庭園西側に隣接する浜松町西口地区では、地上46階地下3階建てを含む複数の高層ビル等の建設やJR浜松町駅の改修が進められている（写真②）。
- ・緩衝機能を有する外周部の植栽は、高さにばらつきが見られる（写真③、④）。
- ・庭園外周部に接している古川用水路（写真⑤）は、古川支流水門で東京湾に繋がる古川に合流しており、水位の変動が見られる（図Ⅱ-1-6）。
- ・古川用水路には、庭園北東側の末端部分に水位センサーが設置されており、管理水位AP+2.3mを感知すると、古川支流水門が閉まり、水位が制御されている（図Ⅱ-1-5、図Ⅱ-1-6）。
- ・庭園外周部西側には、歩行者専用道第1号線整備予定地となっている空き地が隣接している（写真⑥）。
- ・上述の跡地と庭園との境には擁壁（写真⑦）が設けられており、庭園側には植栽が施されているが、植栽の高さにばらつきが見られる（写真⑧）。



図Ⅱ-1-4：庭園外周部（東・西側）の写真撮影位置図



管理水位：古川用水路設置の水位センサーにより、古川との合流地点にある古川支流水門の閉門で、古川用水路の水位上昇を管理するAP+2.3mの水位

図Ⅱ-1-5：古川用水路と大泉水の水位高イメージ図



「旧芝離宮庭園汐入り調査報告書(平成5年11月) 東京都南部公園緑地事務所」を参照

図Ⅱ-1-6：古川支流水門位置図



①庭園外周部(東側)遠景
(令和7(2025)年2月撮影)



②庭園外周部(東側)遠景
(令和6(2024)年11月撮影)



③庭園外周部（東側）遠景
(令和7(2025)年2月撮影)



④庭園外周部（東側）植栽
(令和7(2025)年2月撮影)



⑤庭園外側から見た古川用水路
(令和7(2025)年2月撮影)



⑥西側に隣接する歩行者専用道第1号線整備予定地
(令和6(2024)年10月撮影)



⑦庭園外周部（西側）擁壁
(令和6(2024)年10月撮影)

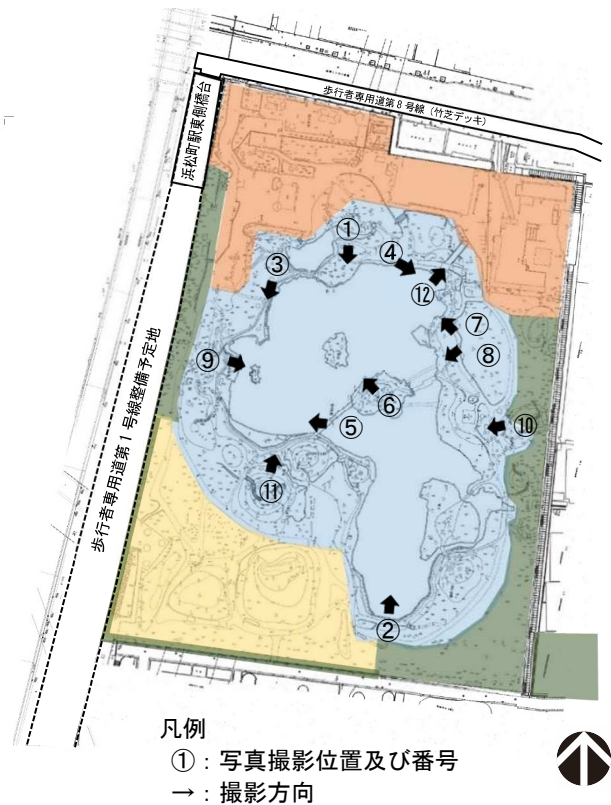


⑧庭園外周部（西側）植栽遠景
(令和7(2025)年2月撮影)

2. 池泉・池泉周辺部

- ・大泉水の護岸は崩れやはらみの見られる箇所がある（写真①～⑤）。
- ・沢飛びは、水面下に沈んでおり、渡ることができない（写真⑥、⑦）。
- ・木橋は、令和 6（2024）年度に修復工事が完了している（写真⑧）。
- ・本園の大泉水が海水を取り入れた池泉であったことを示す海水取入口跡が残っている（写真⑫）。

* 写真①、⑨、⑩、⑪は、東京都景観計画において「文化財庭園などの眺望の保全に関わる景観誘導」として眺望地点に定められている4点である。



図Ⅱ-2-1：池泉・池泉周辺部の写真撮影位置図



①庭園大泉水の護岸の現況（北側）
（令和7(2025)年2月撮影）



②庭園大泉水の護岸の現況（南側）
（令和7(2025)年2月撮影）



③護岸
(令和7(2025)年2月撮影)



④護岸
(令和7(2025)年2月撮影)



⑤護岸
(令和7(2025)年2月撮影)



⑥中島の沢飛び
(令和7(2025)年2月撮影)



⑦沢飛び
(令和7(2025)年2月撮影)



⑧木橋
(令和7(2025)年2月撮影)



⑨州浜付近からの浮島の景観
(令和7(2025)年2月撮影)



⑩スリバチ山からの本園の景観
(令和7(2025)年2月撮影)



⑪大山からの本園の景観
(令和7(2025)年2月撮影)



⑫海水取入口跡
(令和6(2024)年4月撮影)

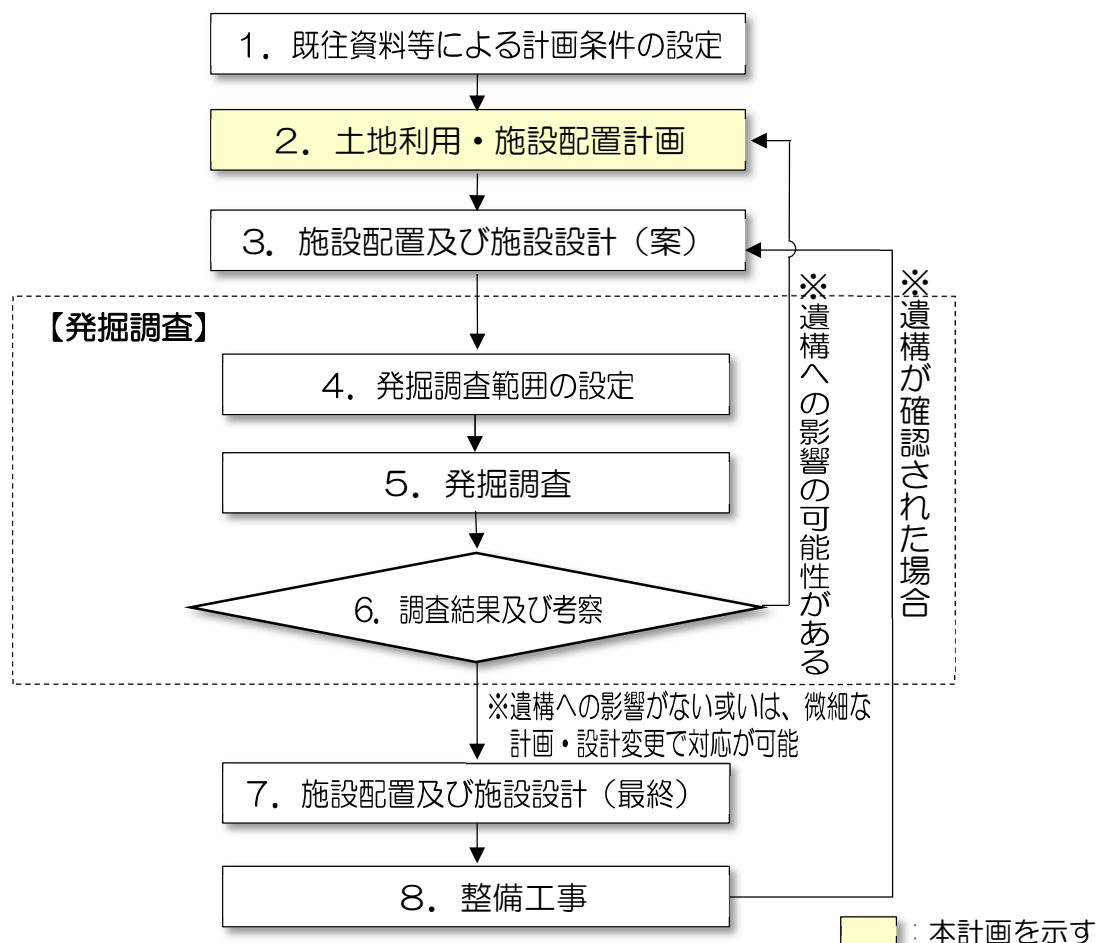
Ⅲ. 整備計画

1. 整備の考え方

本庭園では、庭園南側の跨線橋橋脚整備に伴う発掘（試掘・確認）調査（昭和63(1988)年実施）、海員会館建替検討時の発掘調査（平成2(1990)年実施）、庭園北東部の汐溜まりの遺構確認を目的に実施した発掘調査（令和元(2019)年度から令和3(2021)年度）により、これまで部分的に地下遺構の確認を実施してきた。整備を進めるにあたっては発掘を含む文化財調査により残されている遺構の状況を確認し、歴史的変遷等を把握した上で、計画検討・整備が必要である。

本計画では、周辺まちづくり、歴史的変遷を参考にしつつ、旧芝離宮庭園の価値の向上に資する整備の計画を立案する。

今回策定する計画はあくまで現段階で把握している遺構の状態での検討であり、整備に向けては、遺構の状況や歴史的変遷を把握するための文化財調査を実施し、その結果を踏まえて必要に応じて計画を見直し、整備を行うこととする。この整備手順のフローを以下の図に示す（図Ⅲ-1-1）。



図Ⅲ-1-1：遺構保護を踏まえた整備手順

2. 全体計画及び本計画における地区区分計画

2-1. 全体計画（庭園全体の整備の考え方）

本庭園は遺構に関する情報が少ないため、整備予定箇所を中心に、遺構の残存状況を確認した上で、整備を進める。

2-2. 地区区分計画

本計画では、庭園周辺で急速に進行するまちづくりに起因する庭園への影響に対応するため「第I章 2. 計画の対象範囲」で区分した「庭園入口周辺部」、「庭園外周部（東・西側）」、「庭園南側」、「池泉・池泉周辺部」の4つの区分ごとに計画を検討する。

本計画では、急速に進行する周辺まちづくりに対応する緊急性を鑑み、庭園外周部（「庭園入口周辺部」、「庭園外周部（東・西側）」、「庭園南側」）についての計画案を中心に示す。特に、「庭園入口周辺部」については、周辺の変化に対応した庭園導入部や便益・管理機能の改善を図るため、早期に具体検討を進め、先行的に整備する必要があることから、機能改善のための導入施設や施設の配置や仕様について整理する。

また、庭園の本質的価値を構成する重要な要素が集約する「池泉・池泉周辺部」については、本計画では崩れやはらみの見られる箇所がある護岸の取扱いの方向性と、汐入機能の再現における留意事項を示す。

・庭園入口、庭園内部への
導入空間機能の整備

・弓道場機能を有する施設の移設の検討

・汐溜まり遺構の保存と活用
の検討

・便益、管理機能の充実
と配置の検討

・竣工した歩行者専用道第1号線
に対する修景機能を有する
植栽の整備

・周辺に対する緩衝機能を
有する植栽の整備

・跨線橋橋脚跡地と既存芝生
広場の一体的な整備

・護岸の整備

凡例

■ 一庭園入口周辺部

■ 一庭園外周部（東・西側）

■ 一庭園南側

■ 一池泉・池泉周辺部

□ 一再開に伴う整備予定施設等

図Ⅲ-2-1：整備イメージ図

3. 庭園外周部

3-1. 庭園入口周辺部

(1) 周辺開発の動向

・利用動線の変化

JR 浜松町駅の改修に伴う高架化により、北口改札がこれまでの地上1階から地上3階に変更となるため、駅と周辺との利用動線が大きく変化する。

地上3階の改札は、駅の東側（旧芝離宮庭園の隣接地）に新たに建設された浜松町駅東側橋台を通して、竹芝デッキや汐留デッキに接続すると共に、橋台はエレベーターやエスカレーター等の昇降施設により、地上部の歩道に接続する。

・庭園隣接地への高層建築物の出現

前述の通り、庭園入口付近に、地上3階建てレベルの構造物として、橋台（浜松町駅東側橋台）や竹芝デッキ（歩行者専用道第8号線）、汐留デッキが整備された。

(2) 課題

・庭園入口

動線の変化に対応する適切な位置に入口を設定する必要がある。

イベント時の一時的な集客に対応できる安全な滞留空間の確保が必要である。

・児童遊園

保存活用計画では土地利用の見直しが位置付けられている。老朽化に伴う遊具の更新時期を迎えており、取扱いの検討が必要である。

・便益、管理施設

利用者やボランティアのための便益機能を有する運営関連施設（救護室・授乳室・ボランティア待機所等）やバックヤードや資料保管倉庫等の管理関連施設が不足している。

・弓道場

庭園の利用状況や、周辺再開発への対応等を踏まえ、設置場所の見直しが必要である。また老朽化や弓道の見学希望等の要望への対応も求められる。

・海員会館跡地

歴史的に庭園区域内であり北東側周辺部の石垣は文化財指定範囲に含まれている。また都用地であるため、庭園の一部として有効利用を図る。

* 汐溜まりを始めとした庭園入口周辺部に関する遺構

令和元年度から令和3年度に実施された遺構調査で、明治34（1901）年「芝離宮全図」に表される汐溜まりの形状と概ね重なる位置で石積遺構が検出されており、今後も整備予定箇所を中心に、遺構の残存状況を確認するための調査が必要である。

(3) 歴史的な土地利用

- ・江戸時代から現在に至るまで、庭園北西側に建物が配され、敷地の導入口であった。
- ・離宮として使われた時代には、迎賓館として洋館が新築され、現在児童遊園となっている場所は車回しがあった。また、洋館の南と東側にバルコニーや食堂、客室が、日本館の東側に食堂や客間が配され、それら諸室前には庭園に降りる階段があったため、庭園への眺望や動線を意識した建物配置であったことが考えられる。
- ・近世から近代にかけて、庭園北側は、長屋や蔵などが立ち並ぶバックヤード的な場所であり、楽寿園時代は長屋や小屋、土蔵が、芝御屋敷時代は蔵や納屋が配置され、離宮時代は車寄せから馬車置場に通じる空間であった。
- ・現在の弓道場及び海員会館跡には、戦前まで、大泉水に海水を入れる汐溜まりが整備されていた。昭和初期以降は、園地として整備され、その後、海員会館の建物が建設された。
- ・近世においては大久保忠朝が文武両道を命じていたことから、作庭当初から園の北側に矢場（弓道場）があった。現在の弓道場は、戦前に大泉水南西側に整備された弓道場を昭和46（1971）年に移設したものである。

(4) 土地利用の考え方

歴史的経緯を踏まえて、庭園に必要な施設を以下のとおり配置する。

なお、具体的な施設の設置個所については、発掘調査を含む文化財調査を実施し、その結果を踏まえ計画案を見直す。また、既存樹木の取扱いについては文化財としての景観や健全度を考慮し、保存や更新等を検討する。

・庭園入口空間

庭園創立当時から庭園北西側が入口及び敷地への導入空間であったことを維持する。

・便益施設

芝離宮時代の洋館と日本館が庭園の眺めを意識した来訪客のもてなしの場であったこと等も考慮し、建物跡地周辺から来園者が庭園の眺望等をゆっくり楽しめる位置に配置する。

・管理施設

庭園北側が近世から近代にかけて蔵などが立ち並ぶバックヤード的な場所であったことなども考慮し、庭園の管理施設（管理所、バックヤード等）を配置する。

庭園北西側が敷地の導入口であった歴史性や導入空間の滞留スペースの確保を考慮して、北側中央付近に配置する。

・弓道場

近世の矢場に近い位置であることや、近代以降もまとまりのある平坦地であった

歴史性と現在の庭園入口や庭園の主要な景観との一体化を避け、海員会館跡地に配置する。

- ・ 汐溜まり遺構（地下）

遺構を保護し、現位置での保存・活用を検討する。

（５）施設配置の考え方

①新規動線等に対応した庭園入口、庭園内部への導入空間に必要な機能の配置

利用者動線

- ・ 浜松町駅や歩道から庭園入口に誘導する導入空間

JR浜松町駅の改修にともない新設される駅東側橋台からの動線と、竹芝デッキ（歩行者専用道第8号線）の新設や竹芝地区の開発にともない発生した庭園北側の歩道の東側（竹芝方面）からの動線を、庭園入口に誘導する。

- ・ 庭園入口から庭園への誘導

庭園入口から主要な大泉水方向や汐溜まり方向へ意識的に誘導する。

管理動線

- ・ 北側の道路（竹芝通り）からの管理車両動線の確保

庭園利用者の入口とは別に、北側の道路（竹芝通り）より、便益・管理施設の管理・作業ヤードへアクセスする。

管理施設（管理所、バックヤード等）を機能的に配置する。

導入空間

- ・ 児童遊園の庭園利用への活用

庭園に入ることを意識させる導入空間とする。

駅からの来園者やイベント時の一時的な集客に対応し、安全に利用者が滞留できる空間とする。

②庭園の魅力を発揮させる施設の配置

庭園入口、便益・管理施設

- ・ 歴史的な土地利用を踏まえた施設配置

便益施設は、池の眺望を楽しめる位置に配置する。

管理施設は、利用者動線を阻害せず、庭園の魅力を損なわない位置に配置する。

- ・ 地下遺構や JR 横須賀線等の地下構造物、庭園景観への影響の軽減を考慮した施設配置

JR横須賀線等の地下構造物、庭園景観への影響の軽減を図ることを考慮し、各施設に必要な機能を考慮した適切な位置への分散配置も検討する。

- ・ 大泉水の水質浄化施設等既存施設の再配置の検討

庭園入口や便益・管理施設の整備を併せて、大泉水の水質浄化施設等の既存施設の撤去及び移設を検討する。

弓道場

・汐溜まり遺構の保存状況の把握と保存方法の検討

過年度の遺構調査で明治時代の汐溜まりの遺構が確認されており、弓道場の地下等、庭園内にも残されている可能性があるため、遺構の残存状況を確認したうえで実施する。

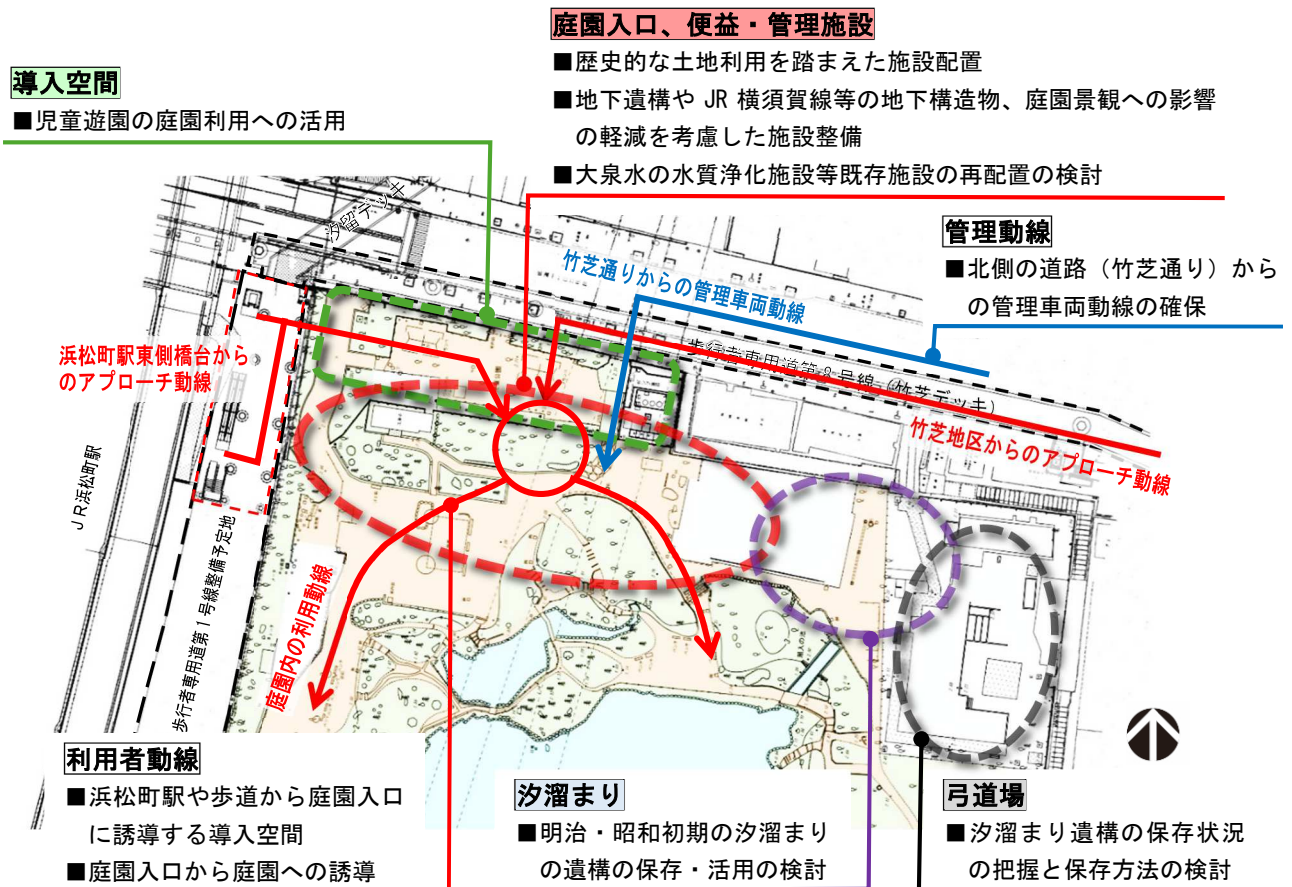
③汐溜まり遺構の保存、活用等

汐溜まり

・明治・昭和初期の汐溜まりの遺構の保存・活用の検討

戦前まで汐溜まりが存在した北東側には、令和1～3年度の遺構調査で遺構が確認された明治・昭和初期の汐溜まりの遺構の保存・活用を検討する。

活用にあたっては、今後の追加の遺構調査により汐溜まり西岸の遺構状況を確認するとともに、過年度の遺構調査等で確認された石積遺構の確実な保存を図ったうえで、調査結果や史資料に基づき明治期（明治34年）の絵図に描かれている汐溜まり全体を想起させる整備を検討する。



図Ⅲ-3-1：施設配置のイメージ図

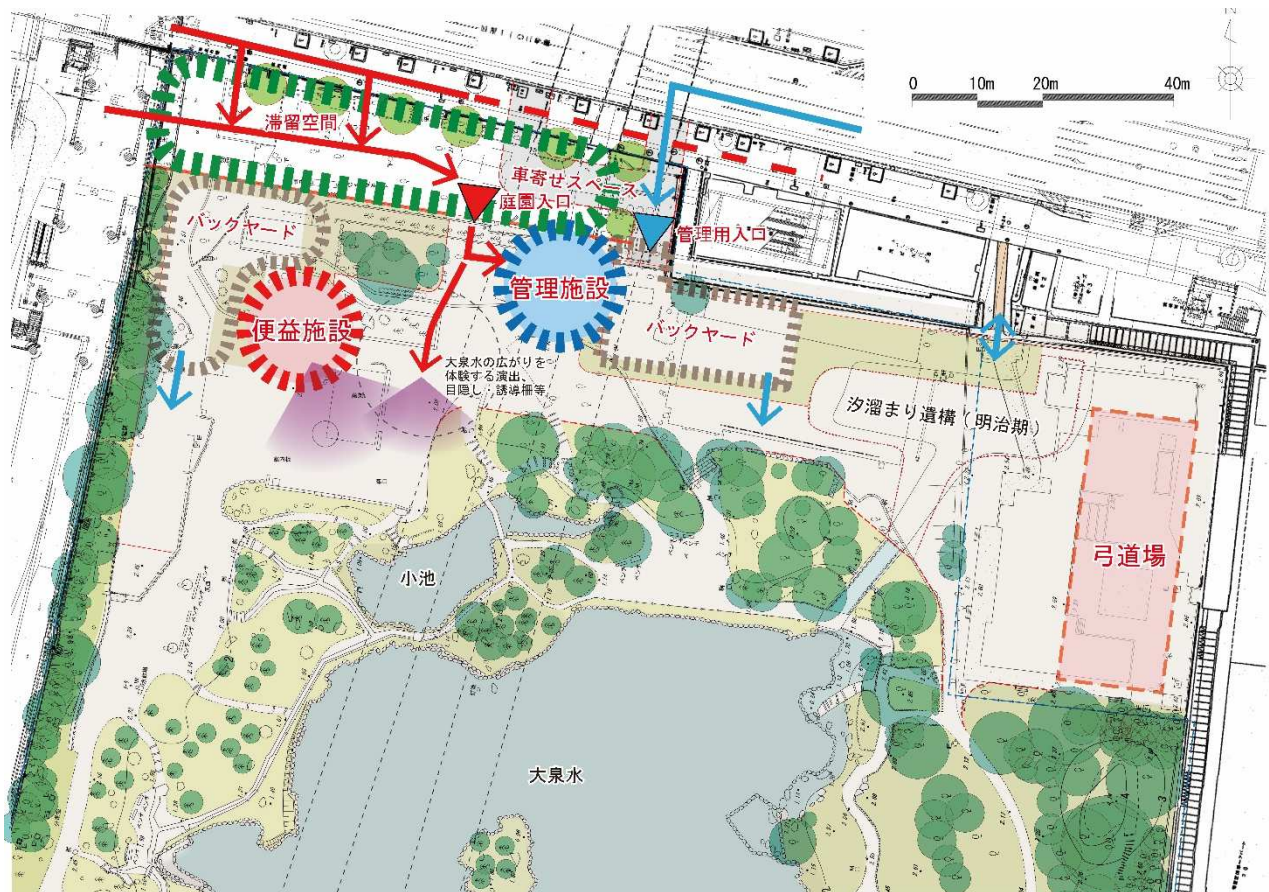
(6) 施設配置計画

施設配置の考え方を踏まえて、JR浜松町駅と竹芝地区の両方向からの利便性を考慮し、中央に庭園入口を整備して管理機能を入口隣接部に配置し、便益施設を庭園への眺めを考慮して池泉の北西側に配置する計画とする。

なお、具体的な施設の設置位置については、管理運営や活用方法を考慮した便益施設と管理施設の機能分担や施設の位置関係、滞留空間の必要規模、施設の複層化の可能性、庭園外周部の未利用地の活用等を検討して設定する。

表Ⅲ-3-1：庭園入口周辺部の施設配置

庭園入口	・ JR浜松町駅と竹芝地区の両方向からの利便性を考慮し、中央に庭園入口を配置する。
便益施設	・ 離宮時代の洋館の立地に近い位置に、庭園の眺望を考慮して便益施設を配置する。
管理施設	・ 管理の利便性を考慮し、庭園入口と管理用入口の両入口付近に配置する。
弓道場	・ 弓道場は、海員会館跡地の敷地形状に合わせて南北軸に配置する（射的方向は、的場あづちの砂の濁き崩れを防ぐため、北から南方向とする）。
汐溜まり遺構	・ 明治期の汐溜まりの範囲は、遺構の保存や今後の活用を考慮して施設は配置しない。
滞留空間	・ 竹芝通り沿いの既設の児童遊園を廃止し、歩道と一体的な正門前広場として整備する。 ・ 広場東側には管理車両入口に合わせ竹芝通り沿いに車寄せを確保する。
管理用入口	・ 管理用入口は管理車両等が通行するため、駅や交差点から最も離れた現在の管理用入口付近に、新設する車寄せから園内に入るように整備する。
バックヤード	・ 管理用入口と便益施設付近に分散して確保する。
浄化施設	・ 管理用入口の整備に伴い、既設の浄化施設を撤去し、管理用入口付近のバックヤード内又は新設する弓道場付近への整備を検討する。



図Ⅲ-3-2：庭園入口周辺部 施設配置図

(本図は施設配置の概略を示すものであり、各施設の位置や規模を確定するものではない。)

(7) 主要施設の仕様

庭園入口周辺部に導入する施設の内容について以下に整理する。

①配慮すべき事項

庭園入口（導入空間）

・導入空間としての活用

JR浜松町駅からのスムーズな誘導と、庭園への理解を深め、魅力を想起させる演出を図る。

・イベント時等の滞留空間と車寄せスペースの確保

イベント時等に来園者が滞留可能な延長及び車寄せを考慮したスペースを確保し、庭園観賞のイントロダクションとして、解説板等による庭園情報の提供や庭園への期待感を高める空間として整備する。

・庭園内に入り大泉水の広がりを感じられる庭園入口の整備

庭園内に入ってから大泉水の広がりを経験できるように、入口では目隠し・誘導柵等を設置する。

・竹芝デッキからの庭園の眺望への対応

JR浜松町駅と竹芝地区を結ぶ主要動線となる竹芝デッキ（歩行者専用道第8号線）

が新設されたため、庭園からデッキの見え方、デッキからの庭園の見せ方を考慮した遮蔽等の整備を実施する。

- ・ **バリアフリー対応や車両の寄り付き対応**

バリアフリー等への対応やタクシー等を利用して来園する利用者、管理関係の車両の出入りに対する安全性・利便性の向上を考慮した整備を実施する。

便益施設

- ・ **立地特性を活かした便益機能の配置**

地区の歴史と日本文化を発信できる貴重な文化財庭園であり、都内の文化財庭園で最もアクセス性が高く、国内外の様々な人々に気軽に訪れていただける立地にあることを踏まえた、情報発信や利用者サービスを実施する。

- ・ **案内解説等の情報提供機能の充実**

庭園の案内解説は、入口や庭園内に設置されたサイン類、リーフレット、ガイドブック、ガイドアプリ等のソフト関係のみであり、庭園の歴史や価値、利用のガイダンス等の現地での情報提供は十分とは言えない状況であるため、充実させる。

外国人利用者への解説や、質の高い専門的なガイドの実施も想定する。

- ・ **休憩機能の充実**

庭園内の屋根付きの休憩所は四阿のみであり、降雨時や猛暑時等でも安全、安心して庭園が利用できるために休憩機能を充実させる。

- ・ **社会的ニーズへの対応**

地球環境への配慮や、ユニバーサルデザイン、地域景観への貢献等、様々な社会的ニーズに対応した施設づくりを行う。

管理施設

- ・ **事務所・作業ヤード等の管理施設の充実**

更衣室やボランティア控室、屋根付きの作業ヤード等の不足や倉庫が分散している等、管理施設の規模や内容が現況の管理内容に十分対応できていないため、管理施設を充実させる。

弓道場

- ・ **弓道場の改修等に向けた対応**

建設後 50 年以上経過しているため、老朽化への対応に加えて、ユニバーサルデザインや安全対策、施設利用環境の改善、多様なニーズ等を考慮した機能の充実と適切な規模を検討する。

弓道場の運営方法に合わせて、庭園利用者と弓道場利用者の動線分離等を検討する。

②各施設の仕様等

便益・管理施設

配慮すべき事項を踏まえ、便益・管理施設の導入機能を以下に整理する。

表Ⅲ-3-2：便益・管理施設の導入施設

	導入機能	施設の利用想定
便益施設	○インフォメーションスペース	<ul style="list-style-type: none"> ・庭園の利用案内（禁止事項、観賞ルール等） ・旧芝離宮恩賜庭園の歴史や価値の解説 ・地域の歴史の解説 ・都内の文化財庭園の紹介（概要、みどころ等）
	○ガイダンススペース	<ul style="list-style-type: none"> ・インフォメーションスペースの内容をより深く学べる場の提供 ・質の高い専門的なガイドの実施
	○休憩スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・庭園を眺めながら休憩 ・飲食を楽しみながら休憩
	○売店	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食や物販（記念品、土産等）の提供
	○トイレ(利用者用) ○授乳室	<ul style="list-style-type: none"> ○ロッカー室 ○貸出用車椅子、ベビーカー置場
管理施設	<ul style="list-style-type: none"> ○売札・事務 ○トイレ（職員用） ○ボランティア室 ○会議室 ○救護室 	<ul style="list-style-type: none"> ○シャワー室 ○職員休憩・更衣室 ○作業倉庫（屋内作業場） ○倉庫（資料保管等）

施設の導入機能及び現況を踏まえ、便益・管理施設の施設規模の方向性を以下に整理する。

表Ⅲ-3-3：現況サービスセンター（事務室・詰所・倉庫・作業室）の規模に対する施設規模の方向性

機能	施設等	現況		施設規模の方向性
		施設の状況	規模	
便益施設	○インフォメーションスペース	売札にて対応	—	<ul style="list-style-type: none"> ●既存施設にないため、新たに必要規模を確保。 ●インフォメーション、ガイダンス、休憩のスペースは、共用とすることも想定し、施設規模が過大とならないよう検討。
	○ガイダンススペース	導入部園路にて一部実施	—	
	○休憩スペース	なし	—	
	○売店	管理所脇に自販機	—	
	○トイレ（利用者用）	職員用のみ、（一般利用は屋外に設置）	—	
	○授乳室	職員更衣室を臨時利用	—	
	○ロッカー室	売札にて預かり	—	
	○貸出用車椅子、ベビーカー置場	事務室内で保管	—	
管理施設	○売札・事務	○	55.13 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ●管理作業に必要な、既存施設と同等以上の規模を確保。
	○トイレ（職員用）	○		
	○ボランティア室	事務室打合せコーナーを利用		
	○会議室	なし		
	○救護室	職員更衣室を臨時利用	29.34 m ²	
	○シャワー室	○		
	○職員休憩・更衣室	○	29.88 m ²	
	○作業倉庫（屋内作業場）	○		
	○倉庫（資料保管等）	一部はプレハブ倉庫使用	(8.18 m ²)	
施設規模合計			122.53 m ²	

弓道場

既存施設の利用や管理内容の改善を考慮して、施設規模の方向性を整理する。

- ・既存施設と同等規模の射場（7人立）、審判席（師範席）、弓具庫（倉庫）を確保する。
- ・便所（多目的トイレ含む）や更衣室は男女別で確保し、観覧席の設置を考慮する。
- ・弓道場管理のための事務室の設置を考慮する。
- ・他用途への活用も想定できる施設づくりを行う。

表Ⅲ-3-4：検討案と現況弓道場に対する施設規模の方向性

機能	施設等	現況	施設規模の方向性
弓道場	仕様	近的弓道場	<ul style="list-style-type: none"> ●既存施設と同等規模の射場（7人立）、審判席（師範席）、弓具庫（倉庫）を確保。 ●射的方向は、施設配置と合わせて検討。
	利用人数	7人立	
	矢道	○	
	射的方向	西→東方向	
	射場	○	
	的場あづち	○	
	矢取道	○	
	本座	○	
	鑑的	○	
	矢取塚	○	
	控室	○	
	弓具庫（倉庫）	○	
	審判席（師範席）	○	
	便所	男女兼用	●便所（多目的トイレ含む）や更衣室は男女別で確保。
更衣室	男女兼用		
管理運営	事務室	—	●弓道場管理のための事務室の設置を考慮。

3-2. 庭園南側

(1) 周辺開発の動向

・ 跨線橋橋脚撤去

周辺再開発に伴い、JR浜松町駅と接続する跨線橋が改修されることから、現在庭園内にある部分の跨線橋及び橋脚が撤去される予定。

(2) 課題

・ 跨線橋橋脚の撤去に伴う跡地利用

隣接する芝生広場と合わせて撤去後の跡地の整備方針の検討が必要である。

・ 芝生広場

保存活用計画では、庭園活用の多様なプログラム展開や眺望空間としての利用が示されており、有効活用が求められる。

・ 石垣遺構

既存の跨線橋整備前の発掘調査で確認された石垣遺構が露出しており、これらの保存と活用についても検討が必要である。

(3) 歴史的な土地利用

・ 江戸時代、明治時代には、通用口（推定）の記述があり、庭園園地以外の利用地（サービスヤード等）と推定される。

・ 一部に建築物があった。

・ 戦後にテニスコート、バレーボールコートとして利用され、その後、跨線橋が設置された。

(4) 土地利用の考え方

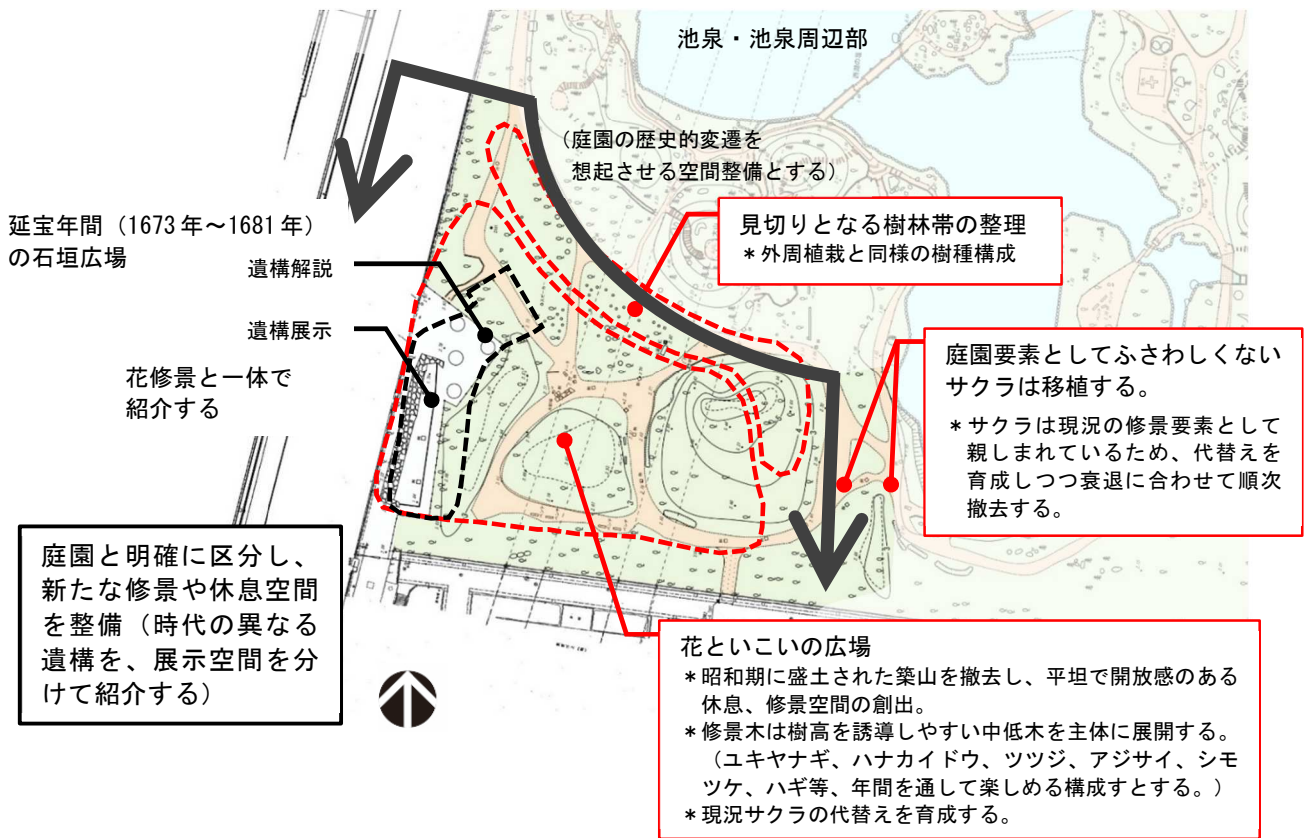
・ 跨線橋橋脚の撤去に伴う跡地と既存芝生広場の一体的な整備

史資料から大泉水周辺の景観を構成する空間とは異なる土地利用が行われていたことが推察できる。この確認のため、将来的には試掘調査をはじめとする文化財調査を実施した後に、それらの情報を基に整備方針を検討する。

本庭園の本質的価値を構成する枢要な要素である大泉水の部分と区分し、発掘調査の情報を考慮しつつ、今日的な利用を踏まえ新たな休息空間や修景空間を整備する。

・ 石垣遺構の展示

庭園内の他の石垣遺構との関係性を踏まえ、当該地に確認された石垣遺構の展示等を検討する。



図Ⅲ-3-3：庭園南側の土地利用イメージ図

3-3. 庭園外周部（東・西側）

（1）周辺開発の動向

・歩行者専用道第1号線の設置

浜松町駅東側橋台と庭園南側の芝浦一丁目地区とを南北につなぐ歩行者専用道第1号線が整備予定であり、新たな動線が生まれる。

（2）課題

- ・庭園西側の隣接敷地に計画されている歩行者専用道第1号線の整備内容との調整が必要である。
- ・隣接する鉄道敷地や庭園の背景となる高層ビル群への緩衝機能の確保が必要であるが、現在は外周部の植栽の高さにばらつきが見られる（図Ⅲ-3-4、図Ⅲ-3-5）。
- ・歩行者専用道第1号線や竹芝デッキ等、新たな動線からの視点を踏まえた庭園景観の検討が必要である。

（3）歴史的な土地利用

- ・江戸時代には、庭園外周の東・西側は共に海に面しており、複数の建物が設置されていた。
- ・明治時代には外周西側は、埋め立てられ陸地化し、鉄道が建設された。
- ・外周東側は、昭和初期まで海面であったが、昭和5（1930）年の埋め立て後に開発され、海に面した庭園としての眺望は失われている。

（4）土地利用の考え方

・庭園外周植栽の充実

歩行者専用道第1号線との連続性や、隣接する鉄道敷地や庭園の背景となる高層ビル群への緩衝機能を確保するための高木植栽、庭園内部の修景機能も考慮し、季節を感じる高・中・低木の植栽を検討する。

・管理機能の確保

隣接都有地を活用し、老朽化した池の循環設備の更新・移設等、庭園内に不足する管理ヤード機能の確保を検討する。



図Ⅲ-3-4：庭園外周部（東側）の現状写真及び植栽箇所
（令和7(2025)年2月撮影）



図Ⅲ-3-5：庭園外周部（西側）の現状写真及び植栽箇所
（令和7(2025)年2月撮影）

4. 池泉・池泉周辺部

(1) 課題

・護岸の整備

はらみや崩れ等が見られる護岸等について、歴史的変遷等の調査や修復の検討が求められる。

・水質の改善

夏にはアオコが発生する等、景観上も水質の改善が求められる。

・汐入り

庭園外周部（東・西側）の現況（P10）を踏まえると、大泉水と古川用水路との水面の高さの関係から、東京湾に繋がる古川との水位連動による汐入りの再現は不可能である。

そのため、汐入りの再現可能性の検討に際しては、古川との水位連動とは切り離して、汐入りの疑似体験として技術的な検討が必要である。

また、合わせて、大泉水の景観やの水位変化の見せ方、汐溜まり等の遺構保存の在り方等の方向性についても検討が必要である。

(2) 整備の考え方

・護岸の整備

はらみや崩れ等が見られる護岸（図Ⅲ-4-1）については調査等を実施し、文化財庭園としての価値を守るため、修復を検討する。

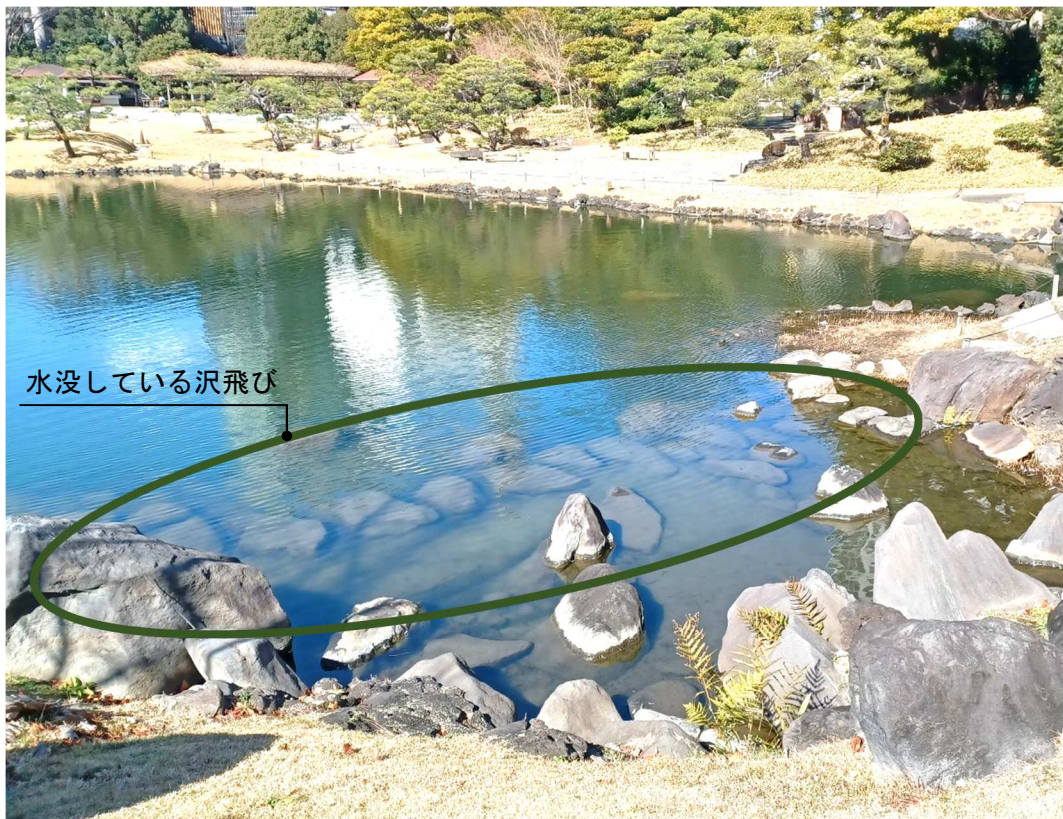
・汐入りの検討

汐入りの再現については、現状の流路や水質等の状況を踏まえ、汐入りの疑似体験（水位変動の技術的な再現）に必要な調査等を行い、その可能性について検討する。また、大泉水の景観や水位変化の見せ方については、汐入り再現の可能性の結果を受けた後に検討を行う。



崩れ等が見られる護岸

図Ⅲ-4-1：護岸の破損状況
(令和7(2025)年2月撮影)



水没している沢飛び

図Ⅲ-4-2：沢飛びの現状
(令和7(2025)年2月撮影)

5. 歩行者専用道第1号線の整備に対する提案

(1) 課題

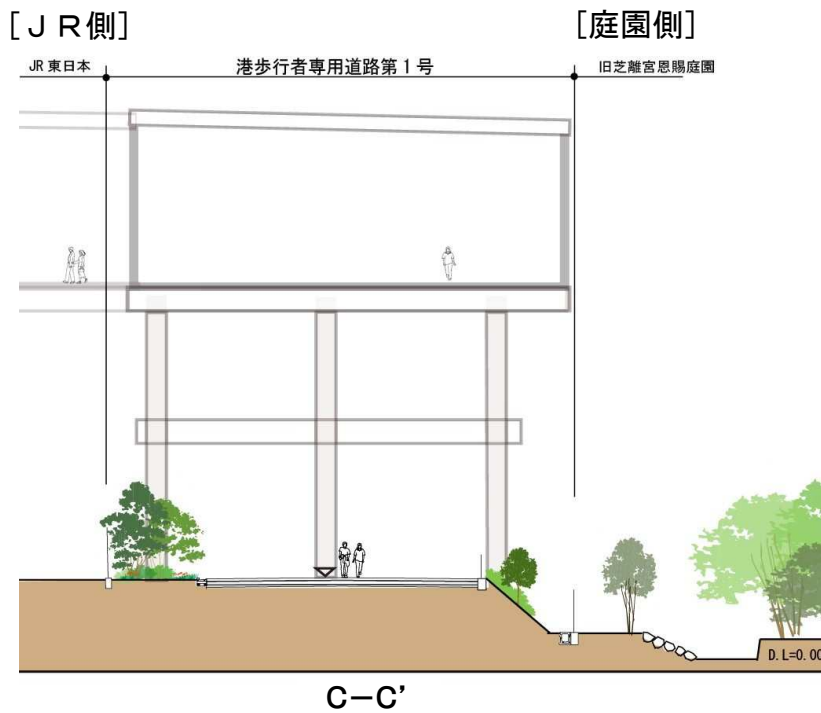
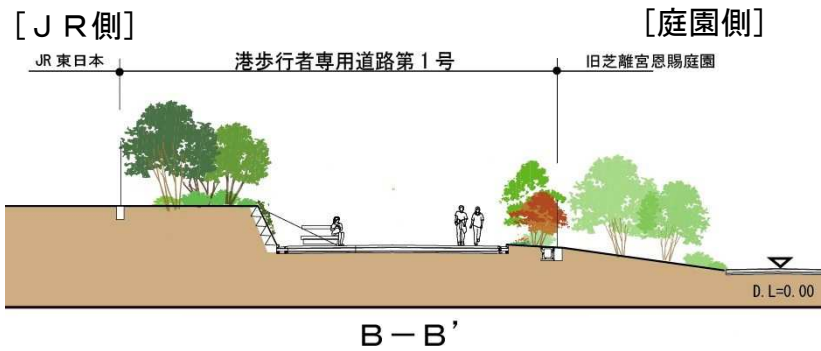
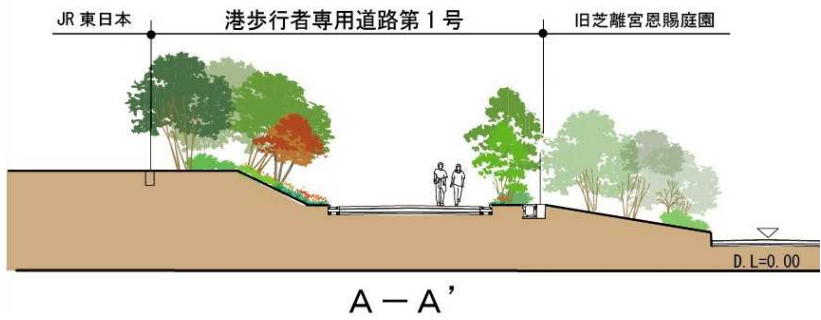
- ・歩行者専用道第1号線については、現在、事業者が設計内容を検討中であるが、再開発が予定されている芝浦一丁目地区と浜松町駅を繋ぎ、大人数の利用が想定される新たな動線は、庭園利用、庭園景観、庭園入口の在り方への影響が大きいことが想定される。このため、旧芝離宮庭園側からの歩行者専用道路の整備提案を、将来管理者である港区や事業者に示し、協議の場を設けることが重要である。
- ・特に、庭園入口部との接合部については、動線及び庭園に誘う修景などの景観的な連続性を重視した検討が必要である。

(2) 歴史的な土地利用

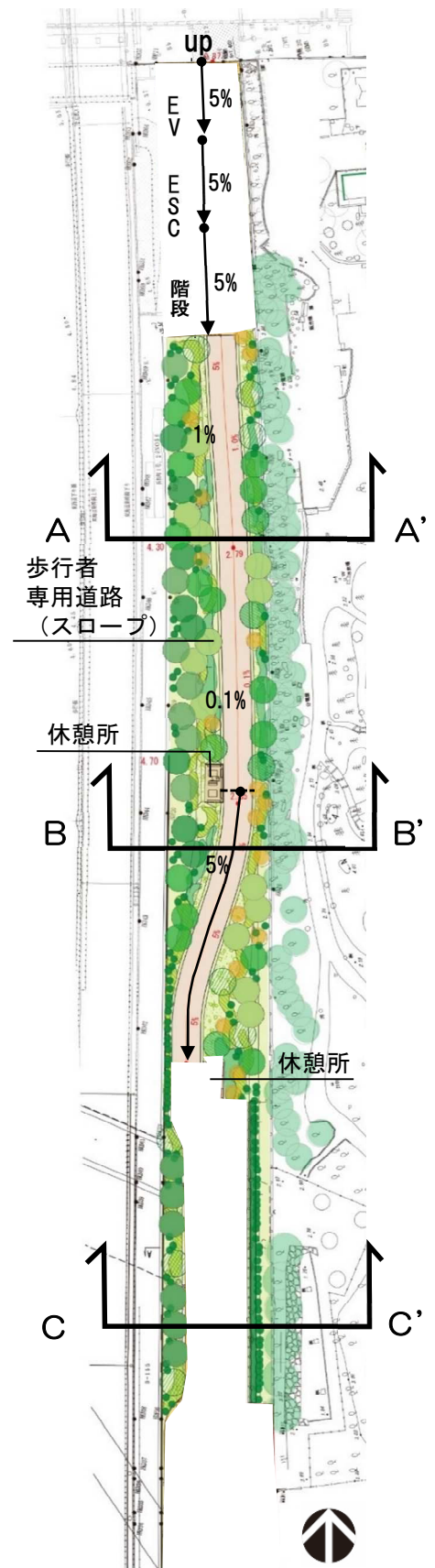
- ・離宮時代には庭園区域に含まれており、一部に建物（和館等）があったと推定される。
- ・戦後に庭園の敷地から除かれ、国鉄（現 JR）の所有地となった。

(3) 整備の考え方

- ・庭園に隣接する歩行者空間として、庭園との連続性が感じられるようにする。
- ・歩行者専用道を通じて、庭園が見え隠れする空間とすることや、庭園を俯瞰できる地点を設けることで、歩行者の庭園への関心を醸成することが重要である。
- ・庭園内部からの見え方、外周建物等の遮蔽機能を考慮し、庭園外周の植栽も含め、庭園の背景としての緑量を確保することが必要である。



図Ⅲ-5-1：断面植栽イメージ



図Ⅲ-5-2：歩行者専用道路事業者への整備提案イメージ図

IV. 事業計画とスケジュール

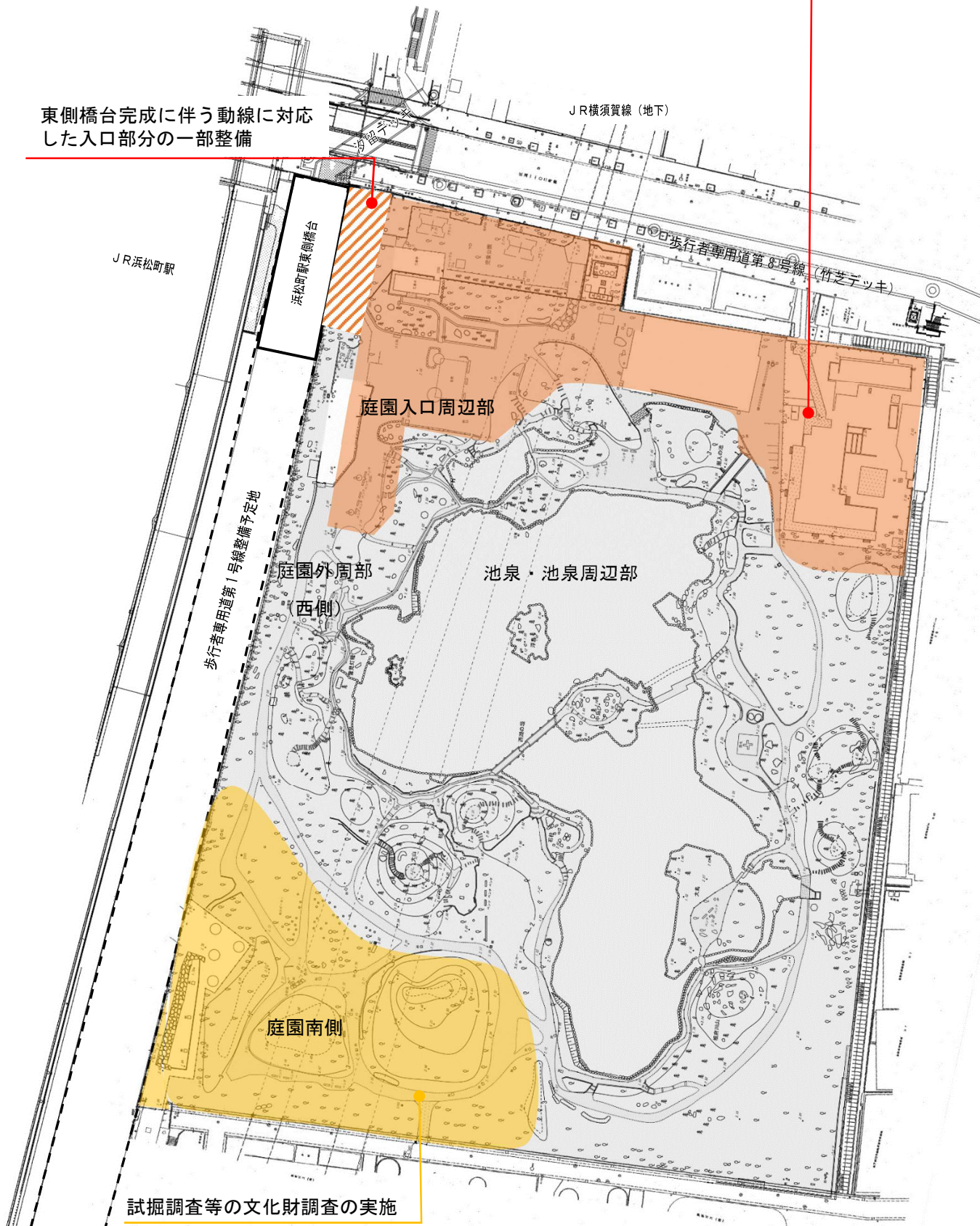
本庭園の整備に関わる事業としては、周辺まちづくりに関連する機関との調整や文化財調査を踏まえた検討を経た整備等、中・長期的視点から取組む必要のある整備や周辺まちづくりの状況も踏まえ短期的に取組む必要のある整備等があげられる。本項では、本計画で検討してきた整備の内容を基に、短・中期（～2030年）、長期（2030年～）のそれぞれの整備の目標を明らかにしたうえで、各段階で必要と考えられる整備イメージを整理する。

表IV-1：短・中期、長期の整備の目標像、整備イメージ、整備項目の整理

整備段階	短期（2027年頃まで）	中期（概ね2030年頃まで）	長期（2030年以降）
整備の目標像	○JR浜松町東側橋台による動線に対応した入口の整備が進んでいる。	○遺構を確実に保存し、本来の価値や魅力を再現した景とニーズに応えるための施設整備が進んでいる。	○遺構を確実に保存し、本来の価値や魅力を再現した景とニーズに応えるための施設が調和し、日本の庭園文化を伝える拠点として利用されている。
整備イメージ	○北側入口広場の改修に着手し、新たな利用動線に対応した出入口の整備が進んでいる。 ○サービスセンターやバックヤード、弓道場の見直しに向け、調査・検討が進んでいる。 ○歩行者専用道第1号線沿いの植栽等について、庭園景観を踏まえた検討を行い、開発事業者との調整が進んでいる。	○北側入口広場、サービスセンター、バックヤード、弓道場の再配置と改修が完了している。 ○歩行者専用道第1号線との景観的な繋がりを踏まえた、庭園外周部（東・西側）の植栽等の整備が進んでいる。 ○南側や管理施設等の整備が進んでいる。 ○本質的価値を構成する護岸等の修復が進んでいる。	○北側入口周辺部などの改修が完了し、多様な来園者を迎えられる玄関口として、効果的に運用されている。 ○庭園外周部（東・西側）の植栽が整備され、継続的な保存や維持管理の取組みが行われている。 ○本質的価値を構成する護岸等の修復が完了し、継続的な保存の取組みが行われている。
整備項目等	<p>【庭園全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財調査（史資料・発掘調査等）の実施と施設配置計画検討 周辺まちづくり事業に関わる関係機関との調整 <p>【庭園入口周辺部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 汐溜まりをはじめとした庭園入口周辺部の遺構の発掘調査の実施 東側橋台完成に伴う動線に対応した入口部分の一部整備 デッキ等の庭園に対する影響を和らげる景観手法の検討 <p>【庭園南側】</p> <ul style="list-style-type: none"> 試掘調査等の文化財調査の実施 海員会館跡地周辺の石垣遺構との関係性を踏まえた石垣遺構の展示及び解説の検討 <p>【庭園外周部（東・西側）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者及び関係機関との整備内容の調整 工事中の歩行者専用道第1号線に対する修景機能を有する植栽の検討 <p>【池泉・池泉周辺部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 汐入機能の再現の可能性に向けた留意事項の抽出 大泉水の景観及び水位変化の検討 大泉水を中心とする護岸の整備に関する調査・検討 	<p>【庭園全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財調査（史資料・発掘調査等）の実施と施設配置計画検討（継続）、施設整備の実施 周辺まちづくり事業に関わる関係機関と調整（継続） <p>【庭園入口周辺部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 汐溜まりをはじめとした庭園入口周辺部の遺構の発掘調査の実施（継続） 発掘調査の結果に基づき、サービスセンター、弓道場等の施設の詳細検討と整備の実施 児童遊園の廃止と滞留空間の整備 デッキ等の庭園に対する影響を和らげる景観手法の整備 <p>【庭園南側】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財調査を基にした跨線橋橋脚跡地及び既存の芝生広場の整備内容の検討（遺構展示空間含む）、一部整備の実施 <p>【庭園外周部（東・西側）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 竣工した歩行者専用道第1号線に対する修景機能を有する植栽の整備 <p>【池泉・池泉周辺部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大泉水の景観及び水位変化、汐入機能再現の検討（継続） 大泉水を中心とする護岸の整備の検討（継続）、一部整備の実施、池水循環設備の更新整備 	<p>【庭園全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備の進捗に合わせ、必要に応じた更なる文化財調査の実施 <p>【庭園南側】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財調査を基にした跨線橋橋脚跡地及び既存芝生広場の整備の実施（遺構展示空間含む） <p>【庭園外周部（東・西側）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 庭園景観を踏まえた外周部の修景植栽の整備 <p>【池泉・池泉周辺部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大泉水を中心とする護岸、及び周辺園地の整備の検討、整備の実施

汐溜まりをはじめとした庭園入口周辺部の
遺構の発掘調査の実施

東側橋台完成に伴う動線に対応
した入口部分の一部整備



試掘調査等の文化財調査の実施

図IV-1 : 2027年頃 (短期) の整備イメージ図

児童遊園の廃止と滞留空間の整備
デッキ等の庭園に対する影響を和らげる
景観手法整備

汐溜まりをはじめとした庭園入口周辺
部の遺構の発掘調査の実施（継続）

発掘調査の結果に基づき、サ
ービスセンター、弓道場等の
施設配置計画の再検討と整備
の実施

JR横須賀線（地下）

JR浜松町駅

浜松町駅東側構台

歩行者専用道第1号線（竹芝デッキ）

竣工した歩行者専用道
第1号線に対する修景機
能を有する植栽の整備

庭園入口周辺部

庭園外周部
（西側）

池泉・池泉周辺部

大泉水を中心とす
る護岸の整備の検
討（継続）、一部
整備の実施

歩行者専用道第1号線整備予定地

庭園南側

文化財調査を基にした跨線橋橋脚跡地及び
既存の芝生広場の整備内容の検討（遺構展
示空間含む）、一部整備の実施

池の循環設備の更新・移設
の検討と整備の実施。
管理ヤード機能の整備



図IV-2：2030年頃（中期）の整備イメージ図

V. 今後の課題

本計画では、周辺まちづくりの状況を勘案して、主に庭園入口周辺部、庭園外周部（東・西側）、庭園南側における整備内容を検討した。

今後、大泉水を中心とする護岸や園地等の池泉・池泉周辺部の整備計画の詳細や、発掘（試掘・確認）調査結果を踏まえた具体的な技術的検討を行う設計に向けての課題を整理する。

①文化財調査（試掘・確認調査等）の実施

本庭園は、地下遺構に関する情報が少なく、保存すべき遺構の把握が不十分であるため、整備予定箇所を中心に、試掘・確認調査等の文化財調査を実施し、遺構の残存状況や歴史の変遷を確認することが必要である。

②整備に先立つ詳細の検討

今後、具体的な利用や管理運営を想定し、施設の規模、機能分担、設置位置、意匠等の詳細検討を行う必要がある。施設の意匠については、近世・近代に存在した建物の復元に囚われることなく、庭園（日本庭園）や周辺の景観との調和、周辺からの見え方や見せ方、遮蔽の必要性等を踏まえて検討を進める。

また、庭園外周部や南側、池泉・池泉周辺部においても具体的な整備内容の検討を進めていく必要がある。

③大泉水護岸周辺の整備計画の詳細検討

本計画では、周辺まちづくりに対応する必要性が生じた庭園外周部を中心として検討を行ったが、今後は本庭園の本質的価値を構成する枢要な要素が集積する大泉水周辺（池泉・池泉周辺部）の整備（護岸の修復整備や園地整備等）に向けた詳細検討を行う必要がある。詳細検討にあたっては、事前に文化財調査等を実施しその結果をもとに護岸の修復を進めて行く。

④大泉水の水位変化による景観変化の見せ方についての検討

本庭園の特徴である汐入の再現については、整備計画策定以降実施してきた史資料調査や水位等の検討条件の整理、再現の意義等の検討を受け、今後も引き続き、水質等の各種調査や再現方法の検討、関係者との協議を進め、汐入再現や修景整備の可能性について判断し、整備の方向性を定める必要がある。

⑤跨線橋橋脚及び基礎の撤去方法の詳細検討

庭園敷地内の占有物である跨線橋橋脚及び基礎の具体的な撤去方法については、撤去する事業者と協議を行い、周辺の遺構への影響を最小限とすると共に、庭園に本来無い構造物が残存して来園者に誤解を与えないよう、景観上望ましい姿とする必要がある。

⑥歩行者専用道第1号線の事業に対応した庭園内部の植栽の在り方の検討

分科会では、歩行者専用道第1号線の線形、植栽等の整備提案内容を検討したが、今後の歩行者専用道第1号線の事業の協議等の進捗に合わせて、庭園内部の植栽の在り方を検討する。

周辺まちづくりが進行する中で、まちづくりにおける本庭園の果たす役割について、近年さらに大きな期待が寄せられている。具体的には、以下の点を考慮しながら、本庭園の整備及び保存、活用を行っていくことが望まれる。

⑦周辺まちづくり事業に関わる関係機関との継続的な調整

本計画では、庭園管理者として、周辺まちづくり事業に関わる関係機関に対して意見を述べてきた。今後も、まちづくりとの関係の在り方については継続的に検討を行うとともに、周辺のまちづくりの整備が進行する各段階において、建物等の色彩や材料、質感など細部についても調整を図ることが重要である。

⑧開発事業者に対する情報発信の強化

本庭園周辺で進行する多くのまちづくり事業において、庭園側への事前相談等に至らなかった経緯を踏まえ、将来のまちづくり事業の情報提供については関係者間の共有化が課題である。

その一環として、本庭園の本質的価値を開発事業者に伝える等、庭園の価値に関する情報発信を強化していく必要がある。

⑨利活用等の強化のための普及啓発に関する検討

本庭園の本質的価値を適切に来園者に伝えると共に、現在実施されているエリアマネジメント関連事業との相乗効果を図るため、庭園の利活用強化に関する普及啓発、周辺の関連文化財等、の情報提供の検討が必要である。

検討の内容としては、庭園周辺に所在する文化財庭園である浜離宮恩賜庭園や、近接する都立公園である芝公園との連携強化等が想定される。

